

# 企業倫理規程

## 第一章 総則

(総則)

第1条 この規程は、株式会社トヨウラ(以下、「会社」とする。)の行動基準及びコンプライアンス(法令を遵守すること)について定める。

(目的)

第2条 この規程は、企業倫理を確立することにより社会の信頼を得ることを目的し、会社はコンプライアンスを経営の基本方針とする。

## 第二章 行動基準

(役員・役職者の責務)

第3条 役員及び役職者は、次条以下の行動基準を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

(行動の原則)

第4条 会社は、経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

(安全で高品質の商品・サービスの提供)

第5条 会社は、優れた技術と豊かな経験をもとに、安全かつ高品質の商品・サービスを開発し、これを取引先に提供する。

(適正な表示)

第6条 会社は、取引先に提供する商品・サービスについては、その品質、内容等を正しく表示する。

(公正な競争)

第7条 会社は、取引において、同業他社と公正で自由な競争を行う。

2 会社は、商品・サービスの販売又は受注について、不正な手段は使用しない。

(企業情報の提供)

第8条 会社は、取引先、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する。

(環境問題への取り組み)

第9条 会社は、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用、省エネルギーなどにより、環境問題に積極的に取り組む。

(社員の安全と健康)

第10条 会社は、職場における社員の安全と健康の確保、快適な職場の形成に努める。

(社員のゆとりと豊かさの実現)

第11条 会社は、労働条件の向上により、社員の経済的・精神的・時間的なゆとりと豊かさの実現に努める。

(社員の人格・人権の尊重)

第12条 会社は、社員一人ひとりの人格・人権を尊重し、性別、信条、身体的条件、社会的身分等による不当な差別は行わない。

(地域社会との交流)

第13条 会社は、良き企業市民として、地域社会との交流を深め、地域の社会活動への参加等により、社会貢献に努める。

(反社会勢力との関係)

第14条 会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取る。

2 反社会的な勢力に対しては、経済的な利益を供与しない。

(行動基準違反への対応)

第15条 会社は、この行動基準に違反する重大な事案が生じたときは、社長を先頭にして会社を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努める。

2 会社は、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。

3 会社は、社長を含め、関係社員を厳正に処分する。

### 第三章 コンプライアンス

(社員の義務)

第16条 社員は、会社の基本方針を踏まえ、法律を誠実に遵守して業務を遂行しなければならない。

(社員の禁止事項)

第17条 社員は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法律に違反する行為をすること
- (2) 他の社員に対し、法律に違反する行為を指示すること
- (3) 他の社員に対し、法律に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の社員の法律違反行為を黙認すること

(拒否)

第18条 社員は、同業者から法律違反行為を持ちかけられたときは、これを拒否しなければならない。

(通報の義務)

第19条 社員は、他の社員の法律違反行為を知ったときは、速やかに工場長に通報しなければならない。

- 2 工場長への通報は、口頭、電話、電子メール、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとする。
- 3 工場長への通報は、匿名でも差し支えないものとする。
- 4 通報者に対する報復行為は、これを禁止するものとする。

(事実関係の調査)

第20条 工場長は、社員から法律違反の通報があったときは、速やかに事実関係を調査する。なお、調査にあたっては関係部署と共同で行うことができる。

- 2 工場長は、事実関係の調査に当たり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。
- 3 事実関係の調査は、公正かつ客観的に行わなければならない。

(倫理委員会への報告)

第21条 工場長は、事実関係の調査結果を社長に報告する。

(懲戒処分)

第22条 会社は、法律違反行為をした社員に対し、就業規則の定めに基づいて懲戒処分を行う。

(免責の制限)

第23条 社員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法律違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法律について正しい知識がなかったこと
- (2) 法律に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(行動のセルフチェック)

第24条 社員は、自らの考えや行動が法律と社会的良識に沿ったものであるかどうかを、自ら常にチェックしなければならない。

(セルフチェックの方法)

第25条 前条に定めるセルフチェックは、所定の「コンプライアンス・セルフチェックシート」によって行うものとする。

- 2 社員は、セルフチェックシートを常に携行するか、又は身近に置いておかなければならない。

(部門責任者への相談)

第26条 社員は、自らの行動や意思決定が法律違反であるかどうか、判断に迷うときは、あらかじめ各部門責任者に相談しなければならない。

- 2 各部門責任者は、社員から相談を受けた事案が法律に違反するかどうか、判断に迷うときは、工場長又は顧問弁護士に相談しなければならない。

(実行の猶予・中止)

第27条 社員は、部門責任者から回答があるまでは、相談した事案を実行に移してはならない。

- 2 社員は、相談した事案について、部門責任者から「法律に違反する」又は「法律に違反する恐れがある」と回答されたときは、その事案を実行してはならない。

(中止命令)

第28条 工場長は、事実関係の調査の結果、法律違反行為が行われていることを確認したときは、直ちに、その行為を行っている部門に対し、その行為の中止を命令する。

(原因究明・再発防止策の実施)

第29条 工場長は法律違反行為が発生した原因を究明し、再発防止策を検討、実施しなければならない。

(倫理・コンプライアンス教育)

第30条 会社は、社員の企業倫理意識、コンプライアンス意識の普及啓発をはかるため、必要に応じて倫理教育、コンプライアンス教育を行う。

(附則)

1. この規程は、平成25年12月1日より制定実施する。

## コンプライアンス・セルフチェックシート

あなたの考えや行動について、次の4項目を素直にチェックしてみてください。

1. 法令、会社の規則・規定に違反していませんか
2. 社会的な良識に照らして問題は有りませんか
3. 自分自身で本当に正しいと思いますか
4. 家族や同僚に自信を持って説明できますか

※ もし判断に迷う時は、中止するか、あるいは部門長または総務へ相談して下さい。  
秘密は厳守します。